

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊鯖江駐屯地
第336会計隊鯖江派遣隊長 大嵐 賢太

下記のとおり一般競争入札（売払）を行います。

記

1 競争入札に関する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い
- (2) 引渡場所：陸上自衛隊鯖江駐屯地（福井県鯖江市吉江町4-1）
- (3) 代金納付期限：令和5年7月31日（月）
- (4) 引渡期限：代金納付の日から5日以内（令和5年7月31日（月）までに搬出）
- (5) 売払物品

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1 業務車2号	仕様書のとおり	台	1	別紙 材質重量区分表による
	以下余白			

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度、競争参加資格（全省庁統一資格）に登録した者でかつ、東海・北陸地域の資格を有するもので「物品の買受け」の格付「C等級」以上の者
- (3) 使用済車両の再資源化に関する法律（平成14年法律87号）第44条に基づく引取業者として、事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (5) 防衛省が行う公共事業等から暴力団を排除するための措置
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
 - イ 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
 - ウ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 使用済車両の再資源化に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」すべてを満たすものであること。または「引取業」の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合で、入札日前日までに「下請負申請書」を提出し、契約担当官の承認を受けたもの。
- (10) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (11) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。

3 契約条項を示す場所

第336会計隊鯖江派遣隊（鯖江駐屯地）

4 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和5年5月30日（火）14時30分から

※ 再度入札になった場合は、別途連絡する。

- (2) 場 所：陸上自衛隊鯖江駐屯地（本部庁舎1階 隊員食堂）

※ 入札に参加を希望される方は、5月16日（火）1700までに下記連絡先へ希望の旨を連絡すると同時に、FAXにて「資格審査結果通知書」の写し及び2（9）に示す書類及び下請負承認申請書を提出すること。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結を手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 違約金等：車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額を違約金として徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合は、超過分の損害につき賠償を請求するものとする。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格が無い者の入札
- (2) 入札に関する各条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- (4) 電報・電話・FAX等による入札は不可
- (5) 入札者等が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合の入札

7 入札説明会

実施しない。

入札に参加を希望する者が現地の視認を希望する場合は、下記連絡先12（8）イまで事前連絡してください。

8 入札方法

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額（外税）を記入すること。

9 落札決定方法は総額決定とし、総額が予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とし、尚、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を記載した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札（決定）金額とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

10 所有権の移転

当該物件の引渡し完了したとき。

11 入札及び契約条件

(1) 契約書：落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。なお、特約条項として駐屯地用標準契約書「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。

(2) 代理人による入札は、入札執行に先立ち委任状を提出すること。

(3) 郵便による入札は、事前に下記連絡先へ連絡のうえ、5月29日（月）1700必着分までを有効とします。

12 その他

(1) 契約成立の時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。（契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。）

(2) 入札書等は、第336会計隊鯖江派遣隊において配布します。（事前に連絡をお願いします。）

(3) 市価調査依頼の際には、ご協力をお願いします。

(4) 入札及び契約心得は、中部方面会計隊ホームページ内の標準入札心得を閲覧してください。

(5) 落札後日程等の調整は、（8）イの連絡先までお願いします。

(6) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

(7) 新型コロナウイルス流行により、努めて郵便での入札をお願いします。事前に郵便入札の申し出を第336会計隊鯖江派遣隊まで行くとともに、便着の確認をお願いします。

(8) 問い合わせ先及び連絡先

ア 入札に関する事項

〒916-0001

福井県鯖江市吉江町4-1

陸上自衛隊鯖江駐屯地 第336会計隊鯖江派遣隊 担当：大畠（おおしま）

TEL 0778-51-4675（内線：345）

FAX 0778-51-4675

イ 売払物品等に関する事項

〒916-0001

福井県鯖江市吉江町4-1

陸上自衛隊鯖江駐屯地 第372施設中隊管理隊 補給班 担当：畑（はた）

TEL 0778-51-4675（内線：231）

(9) 公告の掲示等

本公告は、陸上自衛隊金沢駐屯地、陸上自衛隊鯖江駐屯地及び陸上自衛隊富山駐屯地に掲示ホームページ<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載しています。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		GV-Z001013C	
		防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 6月13日	
	変 更	令和 4年 7月14日	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破碎又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 安全管理

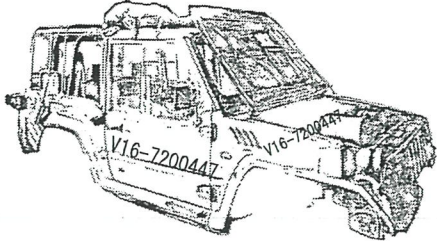
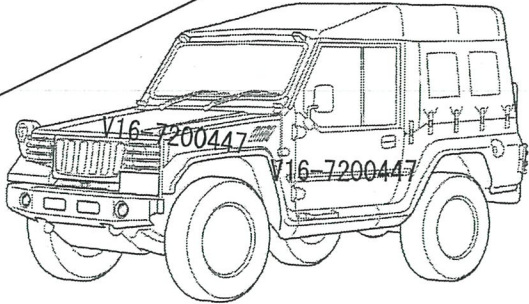
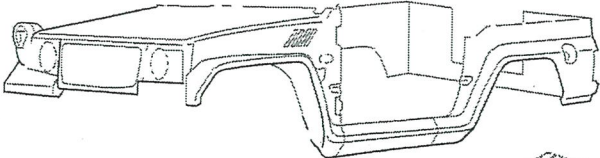
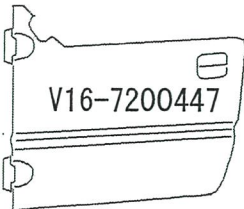
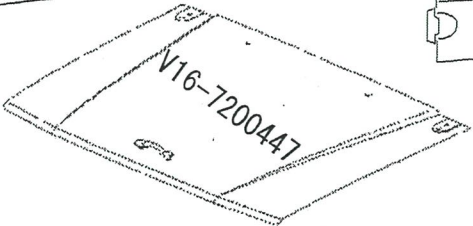
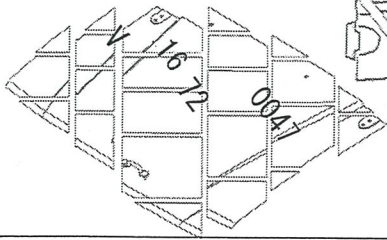
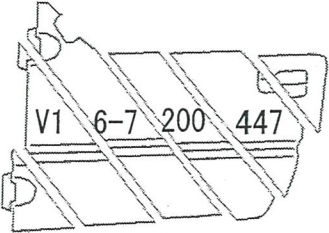
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

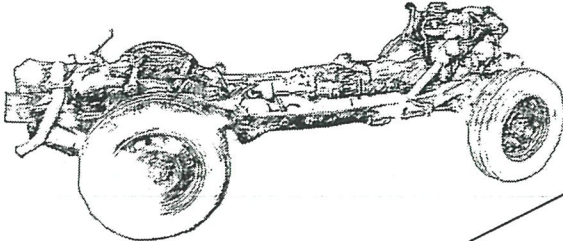
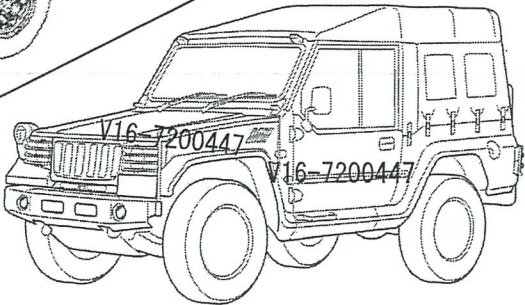
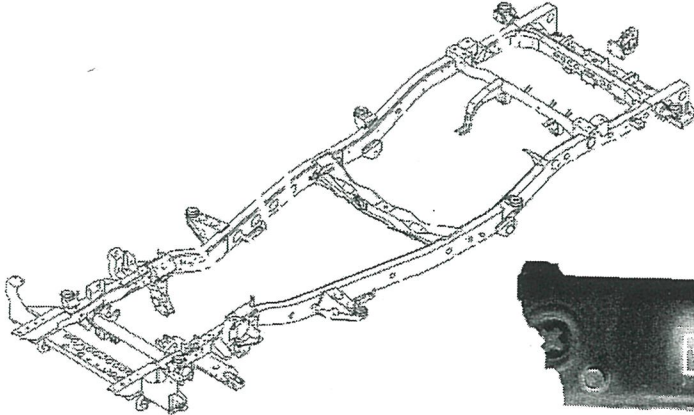
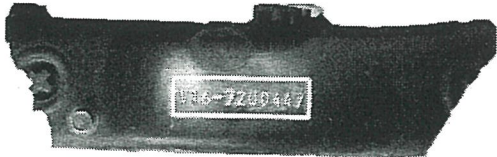
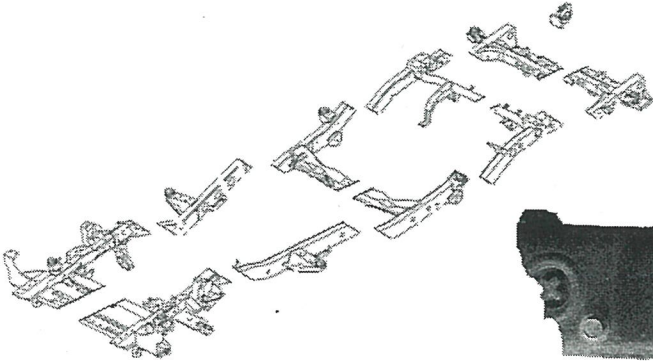
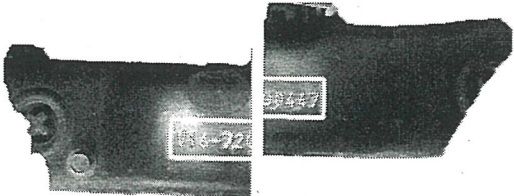
表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記	
1	受領書	1 部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。	
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16－1都道府県知事の許可証を添付	
3	作業工程表			契約書締結までに。	－	
4 ^{c)}	解体及び破碎（又は溶解）の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎（又は溶解）後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。	
5 ^{c)}	解体証明書					様式は、図3による。
6 ^{c)}	破碎（又は溶解）証明書					様式は、図4による。
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。						
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。						
注 ^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。						

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）  又は 
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。    
破砕又は 溶解後	破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。   

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1－工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）  又は 
解体後	部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）  
破碎又は 溶解後	破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破碎（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。  

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2－工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載

※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶 解 実 施 日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

調達要領指定書

	調達要求番号	売払要求番号 1 号
	調達要求年月日	令和5年4月20日
	作成部隊	第372施設中隊
	作成年月日	令和5年4月20日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013C	
指定事項	1. 2. 1 売払い車両は下記のとおり 業務車2号 03-3867（材質別重量区分表による） 1. 2. 2 リサイクル料金資料による 4. 1 表1ー提出書類について 受領書の提出先は第372施設中隊 管理隊 補給班とする その他の提出書類については、第336会計隊 鯖江派遣隊とする	

装備品等名：乗務車 2 号

(単位：kg)

品名	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	H 2	H 3	H 4	並	下	真鍮	鋳物							
エンジン	65.1	39.9	3.5	11.3					7.8				5.2	132.9	
エンジン附属装置			5.2	10.4		1.7								17.4	
電気系統		0.9		4.3										5.2	
動力伝導装置		102.5	4.3	9.6					1.7					118.1	
ブレーキ装置		1.7		5.2										6.9	
懸架装置		50.4	11.3	6.1										67.7	
操向装置		13.0	2.6	0.9										16.5	
フレーム・ボディ			134.6	356.9					4.3		31.3	6.1	29.5	562.8	
ホイール			22.0											22.0	
タイヤ												22.0		22.0	
バッテリー										4.7			3.1	7.8	
その他			27.8	9.8					0.9				12.2	50.6	
計	65.1	208.4	211.3	414.5		1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0	1,030.0	1,030.0

リサイクル料金表

自動車番号	03-3867
義務者コード	004
車台番号	NZE161-7067378
品名	業務車2号
型式	トヨタDBA-NZE161G
エアバッグの有無	1
エアコンの有無	1
情報提供部隊等	自衛隊福井地方協力本部
不用決定承認文書番号	陸幕武化第430号(4. 10. 27)
物品区分	V
リサイクル券番号	0404-0056-4502
廃棄車両リストID	K012209301
シュレッダーダスト料金	¥6,590
エアバッグ類料金	¥2,050
フロン類料金	¥1,950
資金管理料金	¥410
情報管理料金	¥130
合計	¥11,130